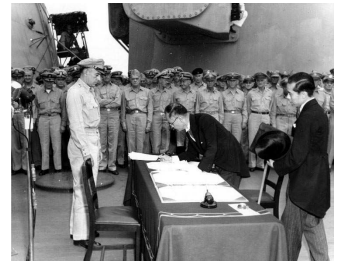


〔A〕 占領政策－テキスト P84 対応－

1945年8月14日、日本が**ポツダム宣言**による無条件降伏を受け入れたことによって、太平洋戦争は終結した。そして、その後にアメリカ戦艦**ミズーリ号**において、**重光葵**外相と**梅津美治郎**参謀総長が降伏文書に調印した1945年9月2日から連合国軍による日本の占領政策が行われていくこととなった(この日本の占領政策は**サンフランシスコ平和条約**の発効される**1952年**までの**7年間**にわたって行われる)。これによって、アメリカを中心とする連合国軍によって、日本の占領政策が行われていくわけだけど、そのためには「日本を今後どう変えていくか」という方向性を決めなければいけない。

そこで、連合国側は日本の**非軍事化**(軍隊を持たない)・**民主化**(軍国主義のような抑圧的なものではなく、みんなの意見を聞いてこう)という方針を打ち出したんだ。これは、戦前の日本が日中戦争や太平洋戦争で暴走していった背景には、軍隊や軍国主義という問題点があったので、今までの問題点をなくすために、「非軍事化」・「民主化」が方針とされたわけだ。

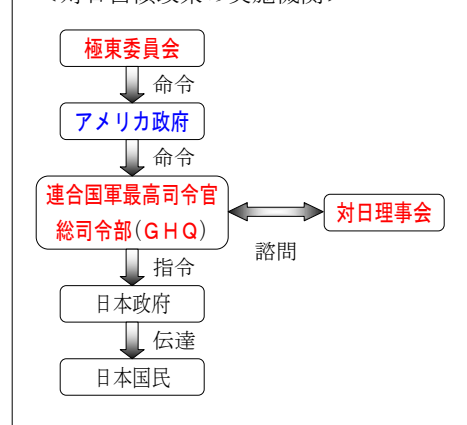


〔降伏文書調印 at ミズーリ号〕

この方針に基づいた政策を実施するためには、まずは、政策の大まかな方針を決定するトップの機関が必要。そこで設置されたのが**極東委員会**という占領政策の基本方針を決定する最高機関だ。ところが、この機関は実際にはあまり機能していない。なぜかというと、この機関は**ワシントン**にあって**11ヶ国**によって構成されているんだけど、設立が遅れたり、アメリカやイギリスやソ連など各国の考えが様々なため、意見がまとまるのが難しかったりしたから。だから、名目上はその極東委員会から、**アメリカ政府**に命令が行くことになるんだけど、実際にはほとんど命令は行われず、意味を果たしていなかったんだ。つまり、極東委員会が実際には機能していなかったのだから、実際の対日占領政策はアメリカを中心に行われたということになるよね。なお、なぜアメリカが中心だったかという疑問もあると思うけど、それは原爆を落とし日本を敗戦に導いたということで、日本に対してアメリカの地位は別格だったからだ。

ただし、アメリカが日本の占領政策の中心になるといっても、実際の政策はアメリカではなく日本で行われるのだから、日本にその実施機関を置かないといけない。そこで**連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)**という占領政策を行う機関が**東京**に設置されたんだ(その長官である最高司令官として来日してきたのが**マッカーサー**アメリカ陸軍元帥)。そして、そのGHQで行うべき政策が決定され、それが日本政府に伝えられ、それを日本政府が日本国民に伝える。ただ、この政策をGHQが日本政府に伝える際に「これでいいかな？」とGHQが諮問する機関があった。それが東京に置かれた**対日理事会**という機関。この構成国は**米・英・中・ソ**の4ヶ国だけど、GHQがあまり対日理事会に諮問しなかったため、これもそれほど機能はしなかったんだ。

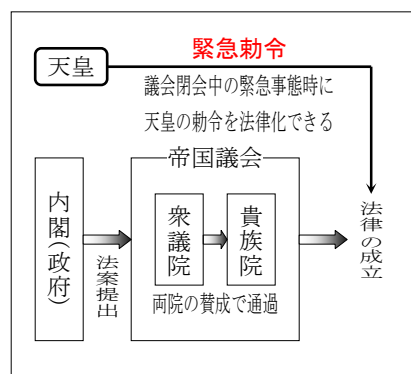
＜対日占領政策の実施機関＞



ただ、どうもこのやり方は変わっているよね？わざわざGHQが日本政府を通して命令を伝えなくてもいいんじゃない？つまり、GHQが日本政府なんかは無視して、GHQから直接日本国民に命令すればいい、ということ。例えば、ドイツではドイツ政府を無視して、アメリカ・イギリスやソ連な

どで構成された機関から直接国民に命令を下す直接統治という方式がとられていた。でも、この方法にはその占領されている国の国民の反感を買いやすいという問題点があった。いきなりやってきた外国のヤツに命令されるのも腹立たしいからね。そこで、日本の場合には、ドイツのような直接統治は採用せずに、GHQからの命令をいったん日本政府という媒介を挟んでから国民に伝えるという間接統治の方式がとられたんだ。これであれば、日本国民からしてみれば直接GHQから言われるわけではなく、日本の政府から言われている形になるので、反感は買いにくい。ただし、南西諸島・小笠原諸島・奄美群島などは、アメリカにとって軍事的拠点として重要な地域だったため、アメリカ軍による直接統治がしかれていたんだ(軍による統治のため、特に軍政という)。

ところで、日本政府から日本国民に命令を伝えるためには、それぞれの内容を法律として定めなければならない。でも、法律を制定するには、議会で話し合わないといけないし、日本の軍国主義を早くぶっ壊したいGHQにとっては、法律の制定を待つのは足かせになってしまう。そこで、大日本帝国憲法における緊急勅令を利用したんだ。緊急勅令というのは、議会閉会中に非常事態が起きた場合、天皇の勅令ですぐに法律化することが出来るという大日本帝国憲法に規定されている裏技。なので、これを利用して、GHQからの指令は天皇からの緊急勅令という形で、議会で法律の制定を待たずに法律化できるようにしたんだ。これをポツダム勅令という。正確には、緊急勅令なのでポツダム緊急勅令というだけだね。



でも、こうしたGHQが命令していくことで、「GHQ うぜえ!」「GHQのやり方おかしい!」といろいろマスコミで批判する奴も出てくる可能性がある。そこで、プレスコード・ラジオコードを敷いて、新聞・ラジオでのGHQ批判を禁止したんだ。つまり、GHQに関することは「NGコード」として、マスメディアなどのプレスを規制したわけだね。

〔B〕 五大改革指令－テキスト P84 対応－

こうしてGHQが政策を行って行くわけだけど、まずは基本となる重要な柱を日本政府に対して提示しておく必要がある。そこで、その時の東久邇宮稔彦内閣に対して、人権指令という民主的な方針をしたんだ。しかし、「国体護持(国家体制である天皇制を固く守っていく)」・「一億総懺悔(日本人一億人皆で懺悔する)」を方針に掲げていた東久邇宮稔彦内閣としては、GHQから提示されたそのような急激な民主化を実行するのは、自分たち内閣には絶対に不可能だとして総辞職してしまった。

そのため、総辞職した東久邇宮稔彦内閣に代わって、当時日本進歩党に所属していた幣原喜重郎を内閣総理大臣に指名して、内閣を組閣させたんだ(幣原喜重郎は、外相だった頃に幣原外交と呼ばれる欧米との協調外交を展開した人物で、GHQは彼なら民主化政策を実行できると考えた)。そして、その幣原内閣に対してGHQから再び出された指令が五大改革指令という以下の5つだ。

＜五大改革指令＞

- ①婦人の解放(女性に選挙権を与えよう)
- ②労働組合結成の奨励(労働組合を作れるように手助けしよう)
- ③教育制度の自由主義化(軍国主義の教育はやめよう)
- ④圧政的諸制度の廃止(圧力をかける政治として用いられた悪い法令・制度をやめよう)
- ⑤経済機構の民主化(財閥・寄生地主制を壊そう)

☐ 五大改革指令『幣原喜重郎』

- 一、選挙権付与による日本婦人の解放—政治体の一員たることに依り、日本婦人は家庭の福祉に直接役立つが如き政府に関する新しき観念を齎すべし。
- 二、労働組合の結成奨励—右は労働者を搾取と酷使より保護し、その生活水準を向上せしむるために有力なる発言を許容するが如き権威を労働組合に賦与せんが為なり。又現在行はれ居る幼年労働の弊害を矯正するに必要な措置を講ずべきこと。
- 三、より自由なる教育を行ふ為の諸学校の開設—国民が事実に基づく知識によりその将来の進歩を形作り、政府が国民の主人たるよりは寧ろ公僕たるが如き制度を理解することに依り利益を受くる為なり。
- 四、秘密検察及びその濫用に依り国民を不断の恐怖に曝し来りたるが如き諸制度の廃止—即ち右に代り人民を圧制的専断的且不正なる手段より保護し得るが如き司法制度を確立すべきこと。
- 五、所得並に生産及商業上の諸手段の所有の普遍的分配を齎すが如き方法の発達に依り、独占的産業支配が改善せらるゝやう日本の経済機構を民主主義化すること。

[C] 五大改革指令(婦人の解放)－テキスト P85 対応－

まず、「婦人の解放」とは、「女性に選挙権を与えましょう」ということ。そもそも、大正時代の1925年に制定された普通選挙法では、25歳以上の男子に選挙権が与えられていたけど、女性には選挙権が与えられていなかった。そこで、1945年に衆議院議員選挙法を改正して、20歳以上の男女に選挙権を与えることにしたんだ。こうして女性の参政権が認められることになり、全人口の50.4%が選挙権を持つようになった。

この新選挙法に基づいて、戦後初の総選挙が1946年に行われるんだけど、もちろん、女性も立候補することになる。その結果、39名の婦人代議士(女性の国会議員)が誕生することになったんだ。ただし、気をつけてほしいのが、衆議院議員選挙法の改正が1945年で、その新選挙法に基づいて行われた最初の選挙は翌年の1946年であるということ。年号は1年ズレているからね。

[D] 五大改革指令(労働組合結成の奨励)－テキスト P85 対応－

続いて、労働組合の話をしていきたいんだけど、そもそも労働組合というものが何なのかかわからない生徒も多いので、まずは労働組合について説明していこう。

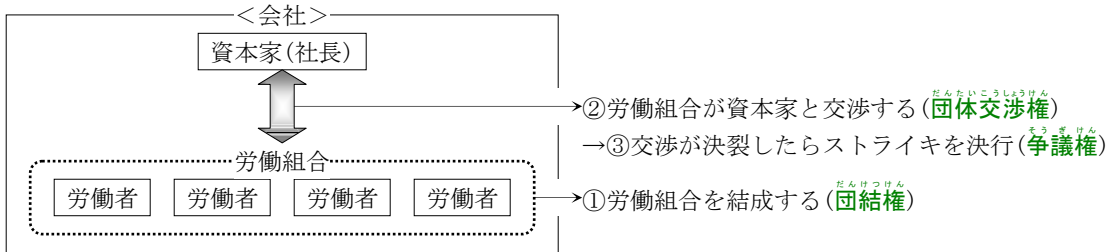
戦前の労働者は、資本主義の下で酷な労働条件で働かされるということが少なくなかった。例えば、1日の労働時間は最低でも12時間、長い場合は朝6時から夜12時までの18時間、しかも1日分の給料は今の額に換算しても3000円程度しかもらえないということはザラだったんだ。

「じゃあ、社長に文句を言えいいじゃないか！」と思うかもしれないけど、労働者が1人で資本家(社長)に直談判したところで、「君の代わりはいくらでもいるから、それならクビにするよ？」と言われれば、もうお終い。それならば、みんなで「給料上げなければストライキをするぞ！」と団結すればいい。その労働者による団体が労働組合だ。そして、労働組合の代表者が「給料もっと上げろ」やら「労働時間を少なくしろ」やら交渉して、それが受け入れられなければストライキなどに突入すればいいわけだ。

こうした労働組合は大正時代の頃からあったんだけど、戦争の長期化に伴い、「労働者も給料 up などは言わずに、お国の戦争のために協力せよ」という政府の立場から、全ての労働組合は解散させられ、大日本産業報国会という組織に統合させられていた。そこで、GHQの指令で「労働組合を作れるようにしろ」という「労働組合結成の奨励」が進められたんだ。

その第一弾として、**1945 年**に制定されたのが**労働組合法**。これによって、労働者が労働組合を結成する権利(**団結権**)、資本家(社長など)と賃金・労働時間などについて交渉する権利(**団体交渉権**)、それが受け入れられなければストライキ(争議)を起こす権利(**争議権**)を認められた(これらをまとめて**労働三権**という)。

すなわち、団結権に基づいて労働者は労働組合を結成し、団体交渉権に基づいて労働組合が給料 up や労働時間の短縮などを資本家(社長など)と交渉し、それが拒否された場合は争議権に基づいてストライキ(争議)を起こすことが、法律で保障されることになったわけだね。



この労働組合法により労働組合の結成が認められたので、各種の労働組合を指導するための全国的な組織が出来上がる。それが、左派(日本共産党系)の**全日本産業別労働組合会議**(略称「**産別会議**」で、のちにレッド＝パージの影響を受けて解散)と、右派(日本社会党系)の**日本労働組合総同盟**(略称「**総同盟**」で、のち 1950 年に**日本労働組合総評議会**(**総評**)へと発展)。どっちも長ったらしい名称だけど、記述問題で字数などの指定がなければ、略称の産別会議や総同盟と書いて問題ない。ただし、選択問題の場合、日本労働総同盟・日本労働組合総評議会など似たような選択肢を用意してきたりする。だから、正式名称で覚えておくことに越したことはないの、私大・国立受験生は早口言葉で言えるようにしておくといいかな。

＜覚え方＞
左派の「さ」と産別会議の「さ」でつなげる

でも、ストライキを起こすことが認められるようになると、フランスのように四六時中ストライキが起きる国になってしまうかもしれない(フランスでは国鉄系のストライキが非常に多い)。こういったストライキをやりすぎたら機能が停滞したりしてしまう。そこで、ストライキ(争議行為)を制限したり、出来るだけ起きないようにするため定められたのが **1946 年の労働関係調整法**だ。

ただし、会社の中には、ブラック企業と呼ばれる会社があるように、長時間労働・低賃金などの劣悪な労働条件を課してくるひどい会社もある。そこで、そういった長時間労働などを禁止するためにつくられた法律が **1947 年の労働基準法**だ。

ただし、これは中身も少しは知らないダメ。例えば、1 日に **8 時間**以上働かせちゃダメ(1 週間で換算すると週 6 日労働で **48 時間**労働を禁止していたが、1988 年に週 5 日労働で 40 時間労働の禁止に改正された)。あとは、**15 歳**未満の就労はダメ、休憩の時間、休日とか最低賃金などの**労働条件**の最低基準が定められているんだ。

＜労働三法の覚え方＞

「労働三法が制定されて**組合歓喜**」
組合＝労働組合法
歓＝労働関係調整法
喜＝労働基準法

なお、こういった労働条件の最低基準ってのは戦前にも**工場法**という法律があったよね。これは **1911 年**、**第二次桂太郎**内閣の時に制定された法律で、**12 歳**未満の就労を禁止したり、**12 時間**以上の労働を禁止したり、**15 歳**未満・**女子**の深夜業を禁止していたけど、**15 人**未満の工場には適用されないなどの穴だらけの法律だった。だから、その工場法を廃止して、この労働基準法を制定したわけだ。そして、こういった労働組合に関する事務とか職業紹介したりするのが日本社会党の片山哲内閣の時に設置された**労働省**(2001 年に厚生省と統合されて、現在は厚生労働省になっているガネ)。

〔E〕 五大改革指令(教育制度の自由主義化)ーテキスト P85 対応ー

戦前における教育は、「日本国民は天皇の臣下の民である」、「日本という国のために尽くし報いなければならない」、終いには「お国のために死ね」という軍国主義・国家主義的なものだった。そこで、GHQ は 1945 年に教育改革指令を出して、軍国主義・国家主義的な教員を教職から追放する**教職追放**、さらに軍国主義に係る**修身・日本歴史・地理**などの授業も停止したんだ。

修身は「身」を「修める」科目で、現在の道徳にあたるものなんだけど、国家主義的な思想が強いからダメ(その修身の教科書の最初に載っているのが、1890 年に明治天皇からの教育に関するお言葉として出された教育勅語)。さらに、戦前の**日本歴史**の教科書は、天照大神などの神話の内容から始まるものだったのでダメ。また、**地理**の教科書は、朝鮮・台湾などが日本の領土になっちゃっているからダメ。ただし、日本歴史と地理は内容を修正すれば問題ないので、のちに社会科として復活することになるんだ。

でも、さすがに戦後すぐに全てを一新することはできない。そもそも、この当時の学校は空襲で校舎が焼失してしまっていたので、**青空教室**という校庭での授業が行われたりしていたからね。さらに、使用する教科書の問題もある。修身・日本歴史・地理の授業停止によって、それらの教科書が回収される前までは、戦前の教科書を使用せざるをえない。そのため、軍国主義などの不適切な箇所、生徒本人に墨を塗って消させる**墨塗り教科書**を使って授業が行われたんだ。ただ、右の写真をみると、ほとんどが削除されているよね…(苦笑)。



〔青空教室〕

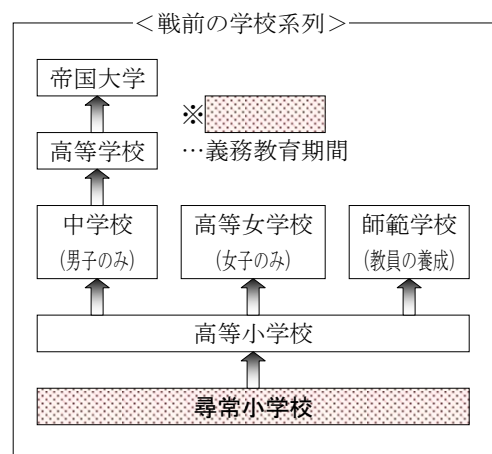


〔墨塗り教科書〕

そして、1946 年に『**くにのあゆみ**』という新しい日本史の教科書が文部省によって発行されたんだ。今までの教科書は、『古事記』・『日本書紀』に基づく建国神話の内容から始まっていたんだけど、それをカットして、『くにのあゆみ』では縄文時代から始まっている。その後、岩宿遺跡の発見(1946)・発掘調査(1949)によって、日本の歴史は旧石器時代から始まることがわかったので、順次教科書が修正されていくことになるんだ。

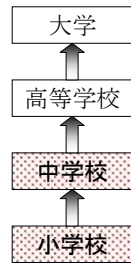
さて、軍国主義・国家主義的な教育を禁止したら、次の問題は今後どのような教育を行っていくのか、その方針を示さないといけない。そこで、**アメリカ教育使節団**が来日して、今までの日本の教育理念であった**教育勅語**に代わる新しい民主主義的な教育理念を提示したんだ(教育勅語は 1948 年に国会で失効決議がなされた)。

そして、この教育使節団の改革提案に基づいて、**1947 年**に制定されたものが**教育基本法**だ。これは、**義務教育は小学校・中学校の 9 年間・男女共学・教育の機会均等**などの「教育とはこうあるべきだ」という教育理念を規定した法律。まあ、現在では当たり前の内容として認識されているけど、最近ではこれの拡大解釈が進んでいるように思う。昔は学校で生徒が悪いことをした場合に、廊下に立たせるということがあったけど、最近では教室の後ろに立たせたりすることが多くなっている。これは、廊下に立たせてしまうと授業を受ける機会を奪うことになるから、教育の機会均等に反するそう。小学生・中学生の脳みそなんて原人レベルなんだから、身をもって覚えさせた方が僕は良いと思うんだけどね。



そして、この教育基本法を具体化するために、同年の1947年に制定されたのが学校教育法。戦前の学校システムは、[戦前の学校系列]にあるように、小学校を卒業した後は、中学校(男子のみが通う学校)・高等女学校(女子のみが通う学校)・師範学校(教員になる者が通う学校)などのいくつかのルートに分かれていく複線型の学校系列だった。でも、この学校教育法によって小学校6年間、中学校3年間、高校3年間、大学4年間という六・三・三・四制の単線型の学校系列が定められたんだ。つまり、教育基本法は「教育の理念」について規定したもので、学校教育法は「学校のシステム」について規定したものということだね。

＜学校教育法＞



㊦ 教育基本法(1947)－第一次吉田茂内閣－『官報』

われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律(教育基本法)を制定する。

こうして、自由主義的・民主主義的な教育になると、何を履き違えたのか授業中に「ウ○コ」「チ○コ」だとか下ネタなどの問題発言をする教師も出てくるかもしれない(僕は予備校講師であり、教師ではない)。そのために(?), 1948年に制定された教育委員会法によって、各都道府県・市町村に設けられたのが教育委員会だ。この教育委員会のメンバーは、もともと住民が選挙で投票して決める公選制だったんだけど、鳩山一郎内閣の1956年に地方自治体の首長(都道府県知事)による任命制に変わっている。でも、これって民主主義に逆行しているんじゃない?もともと選挙で決めるものだったのが、都道府県知事によって決まってしまうんだから、おかしいよね。もちろん、これに世論は大反対したんだけど、鳩山一郎内閣はそれを強引に押し切ってしまったんだ。その理由については、いずれ教えることにしよう。

[F] 五大改革指令(圧政的諸制度の撤廃)－テキストP85 対応－

さて、4つ目の[圧政的諸制度の撤廃]を説明していきたいんだけど、そもそも「圧政的諸制度」という意味がわからないよね。戦前の日本では、労働運動も実質的に認められていなかったし、共産主義などの思想的な自由も認められていなかった。例えば、「賃金を上げろ」や「労働時間を少なくしろ」といった労働運動は、1900年に制定された治安警察法によって実質的に禁止されていた。また、天皇制を否定する共産主義や無政府主義などの思想を持つことも、1925年に制定された治安維持法によって禁止されていた。そして、こうした法律をもとに、特別高等警察(特高)という特別警察が、政府にとって危険思想をもつ者を政治犯として逮捕することができたんだ。

だから、このような権力などで国民を押さえつける「圧政的な制度」を廃止しよう。そこで、1945年に治安警察法・治安維持法・特別高等警察(特高)が廃止され、それによって捕まっていた政治犯が釈放されることになったんだ。なお、「圧政的諸制度の撤廃」が指している部分は、この内容だけ。テキストには、「神道指令」・「天皇の人間宣言」・「公職追放」・「極東国際軍事裁判(東京裁判)」などが同じ括弧に含まれているけど、実は五大改革指令とはまったく関係ない。五大改革指令とは、別のものとして「神道指令」などが出されたんだけど、テキスト構成の都合上、この部分に入れてしまったので気をつけてほしい。

[G] 神道指令・天皇の人間宣言・公職追放・極東国際軍事裁判－テキスト P85 対応－

戦前では、天皇の神格化を進めるため、政府は天皇の先祖である天照大神などを信仰する「神道」を特別に保護していた。普通は、「政教分離」といって「政治」と「宗教」は切り離して、政府が特定の宗教を保護することは禁じられているんだけど、大日本帝国にとってはそんな関係ない。「神道」は、仏教・キリスト教などの宗教のようなものではなく、宗教という枠組みを超越した存在であるから、「神道」は保護したって構わないんだと捉えていた(これを国家神道という)。…何と無茶苦茶な…。GHQ からしたら、当然「アウト～！」なので、1945 年に神道指令(国家と神道の分離指令)を出して、神社・神道に対する政府の援助・監督などの廃止を命じたんだ。

さらに、戦前の政府が国家神道などの天皇制を徹底させていたこともあって、天皇は現御神(現人神)という、この世にいらっしゃる神様と考えられていた。…天皇はもちろん人間です。でも、当時の人々は「天皇は神様」だと信じ込んでいたから、マッカーサーが天皇に命じて、天皇自ら 1946 年の 1 月 1 日にラジオ放送で、「わたくし実は神じゃなくて人間なんです」って現御神(現人神)としての天皇神格化を否定したんだ。それが天皇の人間宣言。これには国民も「に、に、人間だったんすか！」って非常に衝撃を受けたらしい。それだけ、天皇の神格化というのが浸透していたわけだね。ちなみに、1 月 1 日(元旦)に発表したものなので、1945 年ではなく 1946 年の出来事だから気をつけてね。

☐ 天皇の人間宣言『官報』

…朕は爾等国民と共に在り、常に利害を同じうし休戚を分たんと欲す。朕と爾等国民との間の紐帯は終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜざるものに非ず。天皇を以て現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる觀念に基くものに非ず。

(…私(昭和天皇)は汝ら国民と共にあり、常に国民と利害を同じくして、喜びも悲しみも一緒に分かち合っている。私(昭和天皇)と汝ら国民との間のつながりは、終始相互の信頼と敬愛によって結ばれており、それは単なる神話と伝説によって生じているものではない。そして、そのことは、天皇をもって現御神(現人神)とし、日本国民をもって他の民族よりも優越する民族とし、ひいて世界を支配すべき運命にあるという架空の觀念に基づくものではない。)

でも、昭和天皇自身が政治に口を出すことはなく(張作霖爆殺事件や 2.26 事件は例外)、その天皇を神格化して、日本の暴走を手助けしていた人々がいる。そこで、軍人や、政界・官界・財界・言論界の軍国主義者や極端な国家主義者などをクビにする公職追放が 1946 年に行われ、その結果約 **21 万人**が追放されることになったんだ。ちなみに、具体的にどんな人々が追放されたかという点、政界では鳩山一郎(文相時の 1933 年に滝川事件を起こしたが 1954 年に首相に就任)、官界では岸信介(官僚出身で 1957 年に首相に就任)、財界では鮎川義介(日産コンツェルンの創始者)、言論界では徳富蘇峰(国家主義のジャーナリスト)などがクビにされている。

そして、その中でも東条英機元首相や広田弘毅元首相などのリーダー的な立場であった戦争指導者たち 28 名を **A 級戦犯**として裁いたのが 1946 年の極東国際軍事裁判(通称東京裁判)。ちなみに、この A 級戦犯とは「平和に対する罪」で裁かれた主要戦争犯罪者のことで、他にも民間人や捕虜を殺害したなどの「通例の戦争犯罪」で裁かれた B 級戦犯や、「人道に対する罪」で裁かれた **C 級戦犯**などもあるんだけど、これは罪のレベルではなくて、犯した罪の違いにすぎない。なので、B 級戦犯の中には、イギリス人やアメリカ人などの連合国側で裁かれた者もいるんだ。



〔極東国際軍事裁判(東京裁判)〕

ただね、少し考えてほしんだけど、東条英機や広田弘毅は一体どんな罪を犯したというのだろうか。民間人を殺したのか？捕虜を殺したのか？いや、もちろんそんなことはない。ここで、連合国側も困った。彼らを裁くための「罪」が見当たらなかったんだ。そこで、連合国側が戦争終了後に慌ててつくったのが「平和に対する罪」というもの。

これは、法律でいうところの完全な事後法だ。例えるならば、今日「歩きスマホを禁止する」法律が成立したとしよう。でも、「君は以前に歩きスマホをしていましたよね？だから、罰金もしくは逮捕します。」と言っているようなもの。つまり、「罪」とは法律が成立した後に効果をもつものであって、法律が成立する前のことについては「罪」に問えないわけだ。この当たり前の原則を罪刑法定主義といって、法学では常識のことなんだけど（一応僕も法学部出身なので）、この原則を完全に無視している滅茶苦茶な裁判なんだ。だから、インドのパル判事などは裁判そのものを批判して、全被告の無罪を主張したんだけど、連合国側にとって都合が悪いことは完全無視。そして、裁判長のオーストラリア人ウェッブらは、東条英機・広田弘毅ら7名に対して絞首刑の判決を下したんだ。

[G] 五大改革指令(経済の民主化(農地改革))ーテキストP85対応ー

戦前の日本経済は、一部の金持ちによって独占的に支配されていた。例えば、農村では寄生地主と呼ばれる人々が、産業界では財閥と呼ばれる人々が、それぞれ日本経済を牛耳っていた。これでは、一部の人々だけが裕福に生活し、一般の人々は困窮するだけで、経済はいつこうに活性化されない。そこで、GHQはそれらをぶっ壊して日本経済を民主的なものにするために、(1)農地改革・(2)財閥解体の2つを指令したんだ。

まず、GHQ はなぜ日本が軍国主義に走って対外侵略を行ったのか、その原因を考えてみた。その原因の一つとして、浮かび上がったものが寄生地主制だったんだ。

<寄生地主制>

1880 年代の松方正義蔵相による松方財政では、デフレ(物価安)政策が進められた。このデフレ(物価安)により米価や繭価が下落してしまったため、農村はその煽りを最も受けることになった。そもそも、農民は、米や繭などを生産し、それを売却することで生活を成り立たせている。そうした生活の柱となる米価や繭価が下落したため、収入が少なくなってしまったわけだ。でも、そんな状況でも、税金として納める地租は地価の2.5%と一定額であるため(地租ははじめ地価の3%だったが、1877年に地租改正反対一揆のため2.5%に軽減され、1898年には日清戦争後の戦後経営のため3.3%に増徴された)、税金の負担額は今までと変わらない。つまり、収入は少なくなってしまったのに、納める税金は今までと変わらない状況だったため、農村では不況が深刻化していったんだ(こうした農村の不況を背景に、福島事件(1882)・加波山事件(1884)・秩父事件(1884)などの激化事件が多発することになった)。

こうした松方デフレによって、自作農は地租を納めることが困難になり、自分の土地を売却し小作農へと転落していった。それに対し、元から資金のある地主は「今こそ土地を増やすチャンスだ」と判断して、その自作農が売却した土地を次々と買い取っていった(こうした農民の貧富の差が広がることを農民の階層分化という)。そして、土地を買い集めた地主は、自ら土地を耕作する必要もなくなり、小作人から徴収する小作料収入だけで生活しうる寄生地主と呼ばれる大地主へと成長していったんだ。

こうした寄生地主制のために、農民の生活は困窮化していく。そして、農家の次男・三男などは、「父ちゃん・母ちゃんの生活を楽しむために、オイラ陸軍学校・海軍学校に通って軍人さんになるダニ。」といて、陸軍・海軍に入っていくんだ(陸軍学校・海軍学校は学費がかからないので)。ここから、農民層の窮乏が日本の軍国主義の基盤となっていたことがわかるよね。

さらに、1930年には昭和恐慌という未曾有の大恐慌が起き、特に農村では食事も十分に取れない欠食児童や、女子の身売りが行われるなど悲惨な状況だった(これを農業恐慌という)。こうした経済状況を打破するためには、市場を活性化させなければならないけど、日本の国内市場は狭い。そこで、日本は満州事変(1931～1933)・日中戦争(1937～1945)を起し、最終的にはアジア・太平洋戦争へと突入していったわけだ。だから、GHQは、この寄生地主制により農民層の窮乏が背景となって、国内市場の狭い日本は、市場を求めて対外侵略を進めたと分析したんだ。

そこで、寄生地主制を解体し、自作農を創設するため、GHQは農地改革を指令したんだ。ただし、この農地改革は幣原喜重郎内閣による第一次農地改革が不徹底だったため、第一次吉田茂内閣による第二次農地改革という二つが行われることになる。だから、まずは幣原喜重郎内閣の第一次農地改革から説明していこう。

では、寄生地主制を解体するためには、どうすればいいか？それは簡単。寄生地主から土地を買い上げて、小作人に安く売却してやればいだけ。そこで、1938 年に出されていた農地調整法を 1945 年に改正して、農地委員会という機関を設置したんだ。

この農地委員会というのは、地主から小作地を買い取り、それを小作人に売り渡すことを計画するための機関なんだけど、その農地委員会の構成比が問題だった。その構成比は地主 5 名：小作農 5 名：自作農 5 名だったんだけど、構成員の比率がまったく変わらないよね。地主からの小作地買い取りは、彼らによる多数決で決まっていくから、これでは地主の発言権が強くて、買い取りはスムーズには進まない。なおかつ、不在地主（その小作地に住んでおらず、都心などで生活している地主）の小作地所有は認めなかったのに、在村地主（その小作地に住んでいる地主）の場合は、5 町歩（約 5ha）まで小作地所有を認めるという地主に甘めの内容だった。

…え？5ha（ヘクタール）がどのくらいかわからない？1ha（ヘクタール）はわかるかな？…え？わからない？1ha（ヘクタール）は 100a（アール）と同じだよ。

…ぷっ、それでもわからない？100a（アール）は 10000 m² と同じだよ。

…ほお、それすらもわからない？10000 m² というのは、縦 100m × 横 100m ということだ。

…おお、まだ、わからない？東京ドームのグラウンド分より少し小さめぐらいと考えるといいかな（グラウンドだけだと東京ドームは 13000 m²）。…は（・ ㇿ ・）!!! 東京ドーム行ったことない人…、ごめんね。

これが幣原喜重郎内閣時に行われた第一次農地改革なんだけど、地主の発言権は強いし、在村地主が所有できる小作地が広すぎる。そのため、GHQ から第一次農地改革は不徹底であるとして拒否され、第一次吉田茂内閣時に第二次農地改革が行われることになったんだ。

じゃあ、どこを変更すればいいか？まずは、農地委員会の構成比が地主 5：小作 5：自作 5 と、地主の発言権が強く残っているという点だ。そこで、1946 年に農地調整法を再改正して、農地委員会の構成比を地主 3 名：小作農 5 名：自作農 2 名として、小作農の発言権が強くなるように改めたんだ。こうすれば、地主から土地を買い取って小作人に安く売却する際にも、5/10 を小作農が占めているから、多数決で小作農が有利に進めることができるよね（なお、農地調整法は農地改革の終了した後の 1952 年に廃止され、それ以降はその状態を維持するための農地法が制定された）。

もう一つの問題点は、在村地主の小作地を 5 町歩まで認めてしまうというものだった。そこで、こういった内容をぶっ壊すために制定した法律が自作農創設特別措置法だ。法律名が長ったらしいけど、要は「自作農」を「創設」するための「特別措置」をとる法律ってこと。じゃあ、自作農を増やすためにはどうすればいいのだろう？

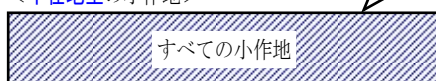
実は、第一次農地改革では、地主と小作人が協議した上で地主の小作地を買い取るという内容だった。でも、これじゃあ双方の意見があるため一向に買収は進まない。そこで、国家が地主の小作地を「強制的」に買収して、それを小作人に安く売却できるようにして、不在地主の小作地所有は認めず、なおかつ在村地主の場合も小作地所有は 1 町歩までしか認めないと改めたんだ（北海道は例外的に 4 町歩まで認められた）。

< 第一次農地改革 >

< 在村地主の小作地 >



< 不在地主の小作地 >



< 農地委員会の覚え方 >

「小言のじーさん自殺」

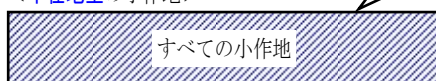
こごとのじーさん じさつ
小 5 地 3 自作 2

< 第二次農地改革 >

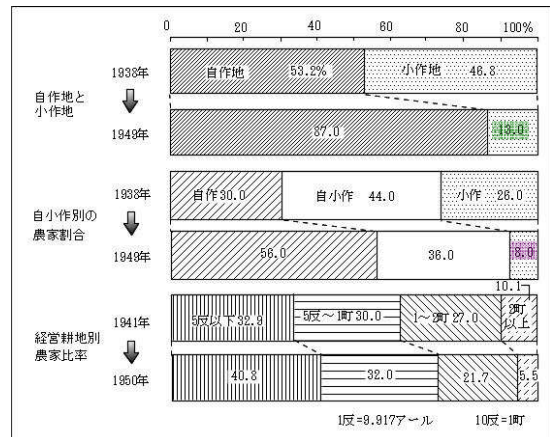
< 在村地主の小作地 >



< 不在地主の小作地 >



この農地改革の結果、日本全国の **80%** もの小作地が開放され、新しい自作農がたくさん誕生することになったんだ(ただし、山林は開放されなかったため、地主は山林を自らの所有地として残すことになった。だから、今現在も地方では地主が多く、山林を所有していることがあるよね)。その統計を表すものが右図で、1949 年には自作地と小作地の比率は 87 : 13、自作+自小作農家と小作農家の比率は 92 : 8 にまでなっている。つまり、前者は自作農の総耕作地の面積と、小作農の総耕作地の面積が 87 : 13、後者は自作農家と自小作(自作を主として小作も兼ねること)農家の人数と小作農家の人数が 92 : 8 ということだ。



〔農地改革表〕

こうして、日本から多くの小作地がなくなったわけだけど、未だ小作地として残っている土地が **13%** ある。そうすると、その残っている小作地で、地主がまた小作料を徴収する可能性もある。そこで、法外な小作料を徴収できないように、小作料は公定の定額金納としたんだ(政府が定めた一定の金額までしか小作料として徴収できないようにした、ということ)。具体的には、田んぼの場合には収穫の **25%** まで、畑の場合には収穫の **15%** までしか小作料は徴収しちゃいけないよって、その上限を定めたわけだ。そして、こうした農地改革は **1950 年** に終了し、これ以降農地改革で生まれた自作農のために、農業協同組合(農協) が各地に設立されることになったんだ。

〔H〕 五大改革指令(経済の民主化(財閥解体))－テキストP85対応－

戦前、日本が暴走した背景には経済的な状況があった。そして、**GHQ** は、財閥こそが日本軍国主義の経済的基盤であったと見なしていた。そこで、その財閥を解体するため、財閥解体指令を出したんだけど、まずは財閥とは何なのだろう？

< 財閥 >

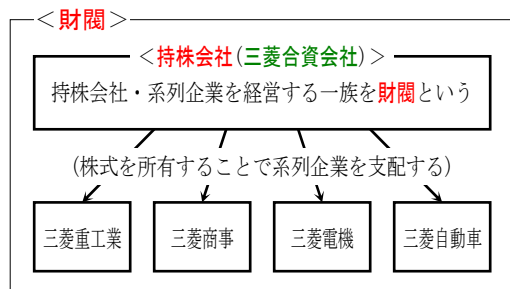
例えば、「〇〇重工業(株)」という株式会社があったとしよう。こうした株式会社というのは、株式(株)を元手に経営しているのは聞いたことがあるよね。具体的にいうと、その「〇〇重工業(株)」が会社を経営していくには、そのための資金が必要になる。そこで、民間の人たちに「〇〇重工業(株)」の発行する株式を買ってもらう。そして、その株式を資金に経営していき、事業において利益が出たら、株式を買ってくれた株主に利益を配分するというわけだ。それゆえ、株式会社を経営する上では、その元手となる株式こそが一番重要になってくる。そして、その株式会社にお金を出資している株主は、保有している株式の数に応じて会社の経営に関与する事ができるんだ(株式会社の意思決定会議である株主総会において、原則として株式の保有数に応じた議決権を持つ)。つまり、株式会社においては、どれだけの株式を保有しているかによって、会社に対する影響力が強くなるわけだね。

こうした株式会社は、日本において松方財政後の 1886 年頃から多く誕生していった。この株式会社の設立ブームを企業勃興という。この背景としては、1885～1886 年の銀本位制確立により、貨幣の価値が安定し金利が低下したことがあげられる。つまり、銀本位制により貨幣の価値が安定したため、銀行が企業にお金を貸しやすい環境になり、その銀行からの融資を元に多くの会社が設立されたということ。そして、その後の日清戦争後にも、多くの会社が設立されていったんだ。

でも、1904年の日露戦争後のポーツマス条約では賠償金を得ることができず、**7億円**の**外国債(外債)**(外国からの借金)・**6億円**の**内国債(内債)**(国内からの借金)の返済などで財政が圧迫され、**1907年**から不況に陥ってしまった(これを**明治40年の恐慌**という)。そのため、中小企業の倒産が相次いでしまったんだ。だから、先ほどの「〇〇重工業(株)」の経営も行き詰まってしまい、もう倒産を覚悟していた。

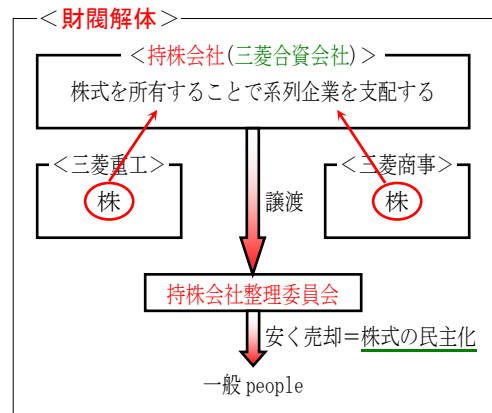
そんなところに「あなたの会社の株式を買い取りましょう」と、その「〇〇重工業(株)」の株式を買ってくれるという救世主が現れた。その救世主は「**三菱合資会社**」という会社だったでしょう。その「三菱合資会社」が「〇〇重工業(株)」の株式を買い取ってくれたんだけど、その株式の購入量がハンパなかった。本来、株式会社というのは株式の51%以上を保有することによって経営権を有するんだけど、この買収によって「三菱合資会社」が「〇〇重工業(株)」の株式51%以上を保有することになった。こうして、経営権を獲得した「三菱合資会社」は、「〇〇重工業(株)」を「**三菱重工業**」と改めさせて、支配下においていったんだ。さらに、「三菱合資会社」は、「三菱商事」や「三菱電気」、「三菱自動車」などの株の大部分を保有することによって、それらの会社を傘下に置いていく。この「三菱合資会社」のような他の会社の株式を保有することで、その会社を支配する会社のことを持株会社と言う。

そして、「三菱合資会社」を経営する人物は、「三菱重工業」の社長には長男を、「三菱商事」の社長には次男を、「三菱電機」の社長には甥っ子を、「三菱自動車」の社長には娘婿を就任させて、一族で系列企業を傘下に置いていく。このような持株会社を中心に、系列企業を経営していく一族を**財閥**というんだ。



戦前の日本経済は、上記のように財閥という一部のグループによって牛耳られていた。これでは、新規の会社が進出することは難しいし、経済は活性化されない。さらに、戦前の財閥は軍部や政党と結びついて、三菱重工業が海軍のために**零戦**の開発を行うなど、財閥は**軍需生産**で巨大な利益を得て、日本の**軍国主義の経済的基盤**となっていた、とGHQは分析した。だから、この財閥をぶっ壊さなければ、国民一般による日本経済の民主化は成し遂げられない。そこで、経済を民主化するための政策として、GHQは**三井・三菱・安田・住友**といった**四大財閥**をはじめ、浅野・古河・川崎などの産業資本、日産・日室・理研・日曹などの**新興財閥を含む15財閥の資産凍結**(銀行口座を全て押さえてしまうこと)・**解体**を指令したんだ(これを**財閥解体**という)。

じゃあ、財閥を解体するためにはどうすればいいのか？上記のように、財閥の中心的存在は持株会社の所有する株式(株)だから、その株式をブン捕ってしまえばいいだけ。そこで、**第一次吉田茂内閣の1946年**に、持株会社から株式をブン捕る機関として、**持株会社整理委員会**が発足したんだ。そして、この持株会社整理委員会が持株会社から株式を譲渡してもらって(譲渡という優しい言葉が使われているが、実際は強制的なブン捕り)、民間の人々に安く売却する。そうすれば、今まで持株会社によって支配されていた株式が民間の人々にも広く行き渡ることになるよね(これを**株式の民主化**という)。



でも、いったん民間に売却された株式を、いずれまた財閥が買い占めてしまう可能性もある。そこで、そういった**持株会社**や**カルテル・トラスト**を禁止するため、**1947 年に独占禁止法**を制定したんだ(**カルテル**とは、同じ産業の企業間で販売価格などの協定を結ぶこと。例えば、「吉野家」・「松屋」・「すき屋」が談合して、牛丼の価格を決めてしまうこと。**トラスト**とは、同じ産業にある企業が独占を目的として合同すること。例えば、牛丼業界を牛耳るために「吉野家」・「松屋」・「すき屋」が合併して、「吉松すき屋」を結成すること)。そして、この法律を守らないで、不正取引などを行っている会社がないか、独占状態や不正取引を監視する機関が**公正取引委員会**だ(公取引と略される)。

ただし、この独占禁止法は 1953 年以降になると徐々に緩和されていく。その背景は、冷戦による米ソの対立のため、日本の経済復興が優先されるようになったからなんだけど、詳しくは「戦後史②－戦後初期の政治・経済－」で説明しよう。なお、独占禁止法はその後にも緩和されていて、現在では持株会社を設けることも認められている。「〇〇HD(ホールディングス)」とか聞いたことあるでしょ？あれは、持株会社のことなんだよ(聞いたことなかったら常識として知っておくように)。

さて、財閥の中心的存在である持株会社をぶっ壊したら、次はその傘下にある巨大独占企業をぶっ壊さなきゃ。例えば、戦前の製鉄業界には「**日本製鉄会社**(1934 年の製鉄大合同で、八幡製鉄などの各製鉄会社が合併して誕生した巨大製鉄会社)」という会社があって、製鉄産業をほぼ独占していた。さらに、製紙業界でも「**王子製紙**(1933 年に王子製紙・富士製紙・樺太製紙の 3 社が合併して誕生した巨大製紙企業)」という会社があって、製紙産業をほぼ独占していた(このように同じ産業の会社が独占を目的に合併することを**トラスト**という)。

このように、一つの産業を独占している巨大企業が存在すると、価格も彼らの言い値で決まるし、企業間の競争が無くなってしまい、経済が活性化されない。そこで、このような巨大独占企業を分割するために、片山哲内閣の **1947 年に過度経済力集中排除法**が制定されたんだ。これも長ったらしい法律名だから、声に出して覚えた方がいいかな。

そして、「日本製鉄会社」や「王子製紙」などの巨大独占企業 **325 社**に対して分割を行うことが決定した。でも、冷戦という米ソの対立により、日本の経済復興が優先されるようになったため、実際に分割されたのはわずか **11 社**にしか過ぎなかった。しかも**三井銀行・三菱銀行などの財閥系の銀行は対象外**とされたため、巨大企業の分割は不徹底に終わることになってしまったんだ。なお、この背景も詳しくは「戦後史②－戦後初期の政治・経済－」で説明しようと思う。さて、325 社が指定されたものの、実際には 11 社しか分割されなかったわけなら、実際に分割された 11 社にはどういった会社があったんだろう？代表的なものには以下のものがある。

＜過度経済力集中排除法により分割された代表的な巨大独占企業＞

- ① **日本製鉄**→**八幡製鉄**と**富士製鉄**の 2 社に分割
- ② **王子製紙**→**苫小牧製紙**・**十条製紙**・**本州製紙**の 3 社に分割
- ③ **三菱重工業**→**三菱日本重工業**・**新三菱工業**・**三菱造船**の 3 社に分割

こうして、財閥解体は初め勢いよく進められたんだけど、独占禁止法の緩和、過度経済力集中排除法における分割対象の指定削減によって、不徹底に終わることになったんだ。しかも、この分割された日本製鉄・王子製紙・三菱重工業も、実はその後に復活することになるからね。例えば、八幡製鉄と富士製鉄に分割された日本製鉄は、1970 年には再び合併して**新日本製鉄**となっているし、三菱日本重工業・新三菱工業・三菱造船に分割された三菱重工業も、1964 年に再び**三菱重工業**として合併している(同じく王子製紙も合併している)。なぜ、再び合併することになったかについては、「戦後史④－高度経済成長①－」で扱おう。

[I] 日本国憲法－テキスト P84 対応－

幣原喜重郎内閣で行われた五大改革指令よりも重要といって過言ではないのが、憲法の改正だ。そもそも、戦前の大日本帝国憲法(明治憲法)では、天皇制がとられていて、天皇は「統治権を総攬する神聖不可侵の元首」と定められていた。…何やら、難しい言葉が羅列されているけど、要は

「天皇は国家を治める権利を全て取りまとめて掌握し、神聖で誰も侵してはならない 国のトップ」
 (統治権) (総攬) (神聖) (不可侵) (元首)

ということ。簡単に言えば、「全ての権限を持っている日本のトップ」とされたのが天皇なんだ。でも、実際には天皇が政治を行ったりするわけではなく、内閣が政治を行ったり、議会が法律を制定したり、軍部が戦争での作戦行動を行っていたり、それが軍部の暴走を招いてしまった。だから、日本を民主的な国に変えていくためには、国民主権の憲法に変えなければならない。そのため、1945 年に**幣原喜重郎**内閣に GHQ から憲法改正指令が出されたんだ。

憲法は国の根幹となるデリケートな問題なので、GHQ は日本国政府に自ら改正させようと考えていた。そこで、幣原喜重郎内閣によって、**松本丞治** 国務大臣を委員長とした**憲法問題調査委員会**という、憲法改正を審議するための委員会が設置されたんだ。そして、美濃部達吉などの憲法学者を集めて、「**憲法改正要綱**」(松本私案)という改正案がまとめられて、GHQ に提出したんだけど、その内容に GHQ もビックリ。例えば、天皇制のメインである第 3 条は、以下のように改正しようとかね。

大日本帝国憲法第 3 条……「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」
 憲法改正要綱(松本私案)…「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」

…おい、ほとんど変わってねえじゃねえか！そう、「**憲法改正要綱**」は**大日本帝国憲法**とほとんど変わっていなかったんだ。だから、GHQ も「ダメだこりゃ」って却下して、「もう日本人には任せておけねえ」って感じで、GHQ 自らマッカーサー草案(GHQ 案)と呼ばれる憲法の草案を作成していくんだ(憲法問題調査委員会は松本私案が拒否されたため事実上消滅した)。

なお、このマッカーサー草案を元に憲法が出来上がっていくから、日本国憲法はアメリカによって押し付けられた憲法だと思っている人がある。でも、このマッカーサー草案を作成したケーディスっていう人は、実は民間で作られた日本人の憲法草案を参考にしていたんだ。

その参考にしたものが、**鈴木安蔵**・高野岩三郎・森戸辰男らをメンバーとする**憲法研究会**というグループが作成した「**憲法草案要綱**」という民間私案。この憲法草案では、国民主権による立憲君主制を採用することが書かれていたんだけど、これを参考にマッカーサー草案が作成されたわけだ。

ちなみに、民間私案の中には、**大原社会問題研究所**の初代所長である**高野岩三郎**(明治時代に労働運動を指導した**高野房太郎**の弟)が作成した「**日本共和国憲法私案要綱**」というものもある。これは、日本でもアメリカみたいな共和制にして、国民の選挙で大統領を決める**大統領制**を採用しようというものだったんだけど、これは採用しなかった。共和制というのは、アメリカやフランスのように、天皇や皇帝などの君主がいない制度のこと。さすがに、天皇制の根付いている日本で、天皇をなくそうっていうのは無理があるしね。

さて、こうして GHQ からマッカーサー草案が提示されたわけだけど、その後に成立した**第一次吉田茂**内閣のもとで、政府や帝国議会(衆議院・貴族院)による修正が行われる。さすがに、アメリカからのものを全て鵜呑みにするわけにはいかないからね。じゃあ、どんな修正が行われたのか？例えば、マッカーサー草案による憲法 9 条の条文は、もともとは以下のようなものだった。

—＜戦争の放棄(マッカーサー草案)＞—

第八条 国民ノ主権トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス

他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス

陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ

このマッカーサー草案に対して、日本政府などによって修正された内容が以下のもの。

—＜戦争の放棄(日本国憲法)＞—

第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権**の発動たる戦争と、**武力**による威嚇又は**武力**の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の**交戦権**は、これを認めない。

この大きな違いはわかるかな？「①(第1項)」の部分に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」と、「②(第2項)」の部分に「前項の目的を達するため」という文言が追加されているよね。これらは、もともとマッカーサー草案には入っていなかったんだけど、当時は帝国憲法改正案委員会の委員長だった**芦田均**(後に首相となる)が追加したものなんだ。

もしも、マッカーサー草案の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」のままだったら、日本は自衛隊などの軍隊というものを、どんな場合ですら持つことが許されなくなる。

でも、「前項の目的を達するため」という文言が入っていると、どう解釈できると思う？前項の目的とは、「①(第1項)」を指している。その中でも、目的にあたる部分とは「国際紛争を解決する手段(侵略戦争のこと)」が相当だろう。ということは、「②(第2項)」は「国際紛争を解決する手段という目的を達するためには、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と解釈できるわけだ。

今現在、自衛隊は軍隊には変わりないけど、国際紛争を解決するための軍隊ではないよね。ゆえに、自衛隊を持つことは、憲法違反にはならないと解釈できるわけだ。まあ、この経緯を知っていれば、日本政府もいずれは軍隊を持つつもりだったんだな、というのがわかると思う。

また、マッカーサー草案では、貴族院を廃止して、国会は衆議院のみの一院制としていた。でも、一院制だと慎重に審議することもできない。そのため、政府が安定した政策を維持できるように、日本国憲法第41条では、国会は衆議院と参議院の2院制が採用されたんだ。

—＜国会の構成(マッカーサー草案)＞—

第41条 国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ超エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス

—＜国会の構成(日本国憲法)＞—

第41条 **国会**は国権の最高機関であつて、唯一の立法機関である。

第42条 国会は、**衆議院**及び**参議院**の両議院でこれを構成する

このようなマッカーサー草案の修正を経た上で、日本国憲法が制定されるわけだけど、日本国憲法は大日本帝国憲法を改正する形をとっている。つまり、「大日本帝国憲法を廃止して、日本国憲法を制定した」は誤り。

日本国憲法は、大日本帝国憲法に規定されている憲法改正の手続きに従って、**衆議院・貴族院**から構成される**帝国議会**で、憲法改正が可決されているんだ。ただし、気をつけてほしいのは、修正を可決したのが「衆議院・貴族院」で構成される「帝国議会」であること。現在の「国会」は、「衆議院・参議院」で構成されている。でも、日本国憲法が施行される1947年5月3日までは「**衆議院・貴族院**」から構成される「**帝国議会**(大日本帝国の議会)」が存在していた(1947年の日本国憲法施行に伴って、「帝国議会」は廃止されて「国会」となり、「貴族院」も廃止されて「参議院」が新設された)。

—＜**帝国議会**(戦前)＞—

衆議院

貴族院

—＜国会(戦後)＞—

衆議院

参議院

こうして、日本国憲法は現在の文化の日（戦前は天長節）にあたる **1946 年 11 月 3 日**に公布されて、そこから半年後の、現在の憲法記念日にあたる **1947 年 5 月 3 日**に施行されることになる。

では、日本国憲法の 3 原則を答えよ。…と聞いて、答えられない受験生がいるんだよね。…最初は正直ショックだったけど、最近は慣れました(笑)。まず、1 つ目は **主権在民**(国民主権)。大日本帝国憲法は主権在君(天皇主権)だったけど、民主的な国民主権になったことで、天皇は **日本国民統合の象徴**という地位になる。2 つ目は第 2 章第 9 条に規定されている **平和主義**(戦争放棄)、3 つ目は第 3 章第 11 条に規定されている **基本的人権の尊重**だね。

☐ 日本国憲法(1946 年 11 月 3 日公布・1947 年 5 月 3 日施行)－第一次吉田茂内閣－『官報』

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍(うなづか)が起ることのないやうにすることを決意し、ここに **主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第一条〔天皇の地位・国民主権〕

天皇は、日本国の**象徴**であり日本国民統合の**象徴**であつて、この地位は、**主権**の存する日本国民の**総意**に基く。

第九条〔戦争の放棄。戦力及び交戦権の否認〕

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権**の発動たる戦争と、**武力**による威嚇又は**武力**の行使は、**国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する**。
- ② **前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない**。国の**交戦権**は、これを認めない。

第四十一条〔国会の地位・立法権〕

国会は国権の最高機関であつて、唯一の立法機関である。

〔J〕諸制度の民主化－テキスト P84 対応－

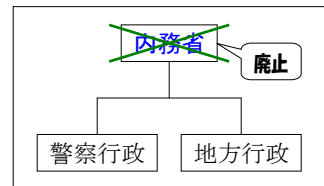
日本国憲法の施行に伴って、制定・改正された法律がいくつかある。その一つが 1947 年に制定された **地方自治法**と**警察法**だ。この目的は、戦前の中央集権的な制度を地方分権化するため、…と言っても、「中央集権」と「地方分権」の違いもイマイチ具体的にわかんないよね。

戦前の日本は、完全な中央集権的な国家だった。その中でも、一番の権限を有していたのが**地方行政・警察行政**などを管轄していた**内務省**。例えば、今現在の知事は、住民の選挙によって決められるけど、戦前の知事は、**内務省**の任命によって決められていた。この権限だけでも、内務省が地方制度に対して絶対的な権力を持っているのがわかるよね。さらに、警視庁などの警察制度も管轄しているので、社会主義や共産主義などの思想を持っている奴がいたら、警察を使って捕まえてしまえばいい。

つまり、内務省とは、全国に配置した地方・警察という二大機構を支配する、圧倒的権力をもつ省庁だったわけだ。こうした内務省に代表されるように、**中央政府に権力が集中している国家体制を中央集権体制**という。

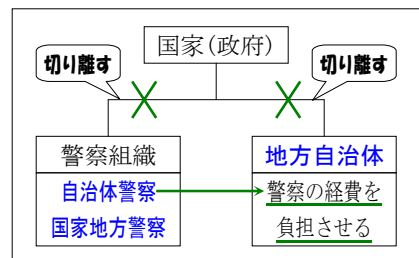
でも、地方のことは地方の人々によって決められるべきだよ。中央政府が地方のことも全てわかっているのなら話は別だけど、地方のことは地方の人々が一番よく知っている。東京都の政治は東京都民が、大阪府の政治は大阪府民が、北海道の政治は北海道民が、福岡県の政治は福岡県民が、それぞれ地方の政治は地方の人々が自ら治めていくべきだ(これを地方自治という)。

そのため、戦後になると、中央政府に集中していた権力を、地方に権力を分散させていく地方分権化が進められていく。そこで、1947年に地方自治法を制定して、都道府県知事は住民の選挙によって決めること、リコール制の採用などが定められたんだ。さらに、地方行政を担っていた内務省も廃止して、自治省が設けられているけど、これはほとんど問われない(2001年の中央省庁再編によって、郵政省・総務庁と統合され総務省となった)。



ただし、地方自治法によって東京都・大阪府・北海道・福岡県、〇〇区・〇〇市などの地方自治体(地方公共団体)が認められたものの、自治を行うために住民から徴収する「都 or 府 or 道 or 県民税」・「区 or 市民税」などの地方税だけではやっていけない団体が多い。東京都なら1200万人いるから十分すぎるぐらいにやっていけるけど、鳥取県・島根県とかの人口は10人ぐらいしかいないから(推定)、住民税だけではやっていけない。そのため、地方交付税交付金という援助金を国から、支給されている自治体も少なくないんだ。中には、その地方財源のうちの約7割を国に依存していて、「3割自治」なんて呼ばれていたたりもするところもあるんだ。

さてさて、先ほど1947年に地方行政と警察行政を管轄していた内務省が廃止されたって述べたけど、ということは警察制度も解体されることになるよね。そこで、そういった警察制度のために制定されたのが1947年の警察法だ。ここでも、やっぱり重要になってくるのは、中央集権的な警察じゃなくて、地方分権的な警察にすることだ。そこで、人口5000人以上の市町村には自治体警察、それ以外の地域には国家地方警察という2種類の警察を設置して、警察も国家権力から切り離れたんだ。



じゃあ、今までは政府からまわされていた警察の予算はどうしよう？それは、地方自治体に負担させればいい。自治体警察と呼ばれるぐらいなんだからね。でも、ただでさえ地方自治体は予算がキツいの、警察制度の経費まで地方自治体が負担するのは無理があった。

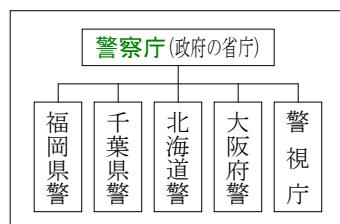
そのため、地方自治体の財政を圧迫するということで、1954年に制定された新警察法によって、自治体警察・国家地方警察ともに廃止して、政府の省庁の一つである警察庁が統轄する都道府県警察に一元化されることになったんだ。この新しく設置された都道府県警察というのは、警視庁(東京都の警察)、大阪府警(大阪府の警察)、京都府警(京都府の警察)、北海道警(北海道の警察)、福岡県警(福岡県の警察)、千葉県警(千葉県の警察)、埼玉県警(埼玉県の警察)などをまとめたもののこと。警視庁が何なのかわかっていない人がよくいるけど、東京都の警察は東京都警とは言わずに警視庁というわけだ。だから、

千葉県民のみなさん、あなた方がお世話になる可能性があるのは警視庁ではなく、千葉県警です。
埼玉県民のみなさん、あなた方がお世話になる可能性があるのは警視庁ではなく、埼玉県警です。
福岡県民のみなさん、あなた方がお世話になる可能性があるのは警視庁ではなく、福岡県警です。

これで、名探偵コナンを見ている人は、登場する刑事によって事件がどこで起きているのかもすぐに把握できるよね。

警視庁の目暮十三・高木渉・佐藤美和子が登場したら……，事件は東京都で起きている。
 大阪府警の服部平蔵(服部平次の父親)が登場したら……，事件は大阪府で起きている。
 京都府警の綾小路文麿(通称おじゃる警部)が登場したら…，事件は京都府で起きている。
 神奈川県警の横溝重悟(横溝参悟の弟)が登場したら……，事件は神奈川県で起きている。
 静岡県警の横溝参悟(横溝重悟の兄)が登場したら……，事件は静岡県で起きている。
 群馬県警の山村ミサオ(通称へっぽこ刑事)が登場したら…，事件は群馬県で起きている。
 長野県警の大和敢助・諸伏高明が登場したら……，事件は長野県で起きている。

…あれ？…おろろ？…何か、おかしいことに気づかない？先ほど、このような都道府県警察を統轄しているのは警察庁だと述べた。警察庁というのは政府の省庁の一つであるわけだから、これじゃあ警察組織が、また国家権力の管轄になってしまう。そう，結局警察組織は再び国家権力に戻ってしまったわけだ。その理由が気になる？うん，気になるね。でも，その理由はまだ教えない。これは謎にしておいて，いずれ教えることにしよう。



最後は民法・刑法の改正だ。戦前の頃の民法では，家の中では父親にあたる戸主に絶対的な権限が与えられていた。例えば，戸主の許可がなければ家に住むことはできない，戸主の許可がなければ結婚できないとかね(この戸主に与えられた権限を戸主権という)。このように，家族においては父親の力は絶対的であるため，子供たちは戸主に対して忠孝しなければならない，という秩序があったんだ(これを家族制度(家制度)という)。でも，日本国憲法の施行に伴って民法も改正されて，家族制度(家制度)の戸主権が廃止されたことで，父親も母親も対等の男女同権となったんだ。

それから，戦前の刑法では，「佳子様やらせて～」とか皇族に対して危害を加えようとしたら死刑とする大逆罪や，「愛子様ブチャいよね」とか皇室に対して侮辱したら懲役とする不敬罪，不倫をしたら禁錮刑とする女性のみの姦通罪が存在した(戦前は夫が不倫しても罪にならないが，妻が不倫したら罪になった)。これも，日本国憲法の施行に伴って刑法も改正されて，大逆罪・不敬罪・女性のみの姦通罪は廃止されたんだ。

なお，最後に。この占領政策を学習した中で，気になる点がいくつかあったと思う。具体的には，教育委員会のメンバーが公選制から任命制に変わったこと，独占禁止法が緩和されていくこと，角経済力集中排除法の分割対象となった企業が 325 社から 11 社に減らされたこと，新警察法によって警察組織が国家の管轄に戻ったこと，の 4 つだ。これらの理由は，その後に起きた世界情勢の変化が背景にある。ただ，この時点ではまだ説明することが難しいので，これらは謎のままにしておいて，その国際情勢の変化を学習する時に，全てを説明していこう。